

「週休2日を促進する森林土木工事の試行について」

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 試行工事の対象

原則、平成29年度補正予算以降のすべての森林土木工事を試行の対象とします。

なお、**工事の性格、地域の実情、自然条件等**により週休2日の確保が**困難な工事**については**対象外**となります。

2 試行工事の内容

入札公告等において、週休2日相当※の現場閉所を促進する工事であることを明示した上で、受注者が現場閉所に取り組み、週休2日相当の現場閉所を100%実施した場合、工事成績評定において評価します。

なお、**実施できなかったことを理由に減点措置等のペナルティーはしません。**

週休2日相当とは、原則、週に2日の現場閉所としますが、当面の間は**1ヶ月8休（1ヶ月の内、どこでも8日間土曜・日曜日に限らず現場閉所）**でもよいものとします。

なお、雨天時等で現場閉所している日や祝祭日を含むものとしますが、**年末年始（6日間）及び夏季休暇（3日間）は除く**ものとします。

3 工期の設定について

契約後、受注者が週休2日に取り組むことを明らかにした場合、速やかに受発注者間で打合せ簿を取り交わし、**必要に応じ所定の工期ができます。**

なお、週休2日に取り組み後、達成できない場合であっても工期を減ずることはしないものとします。

（工期割増例）

- ・地域における建設業の大宗が4週6休の現場閉所をしている場合
当初の工期×30／28＝補正後の工期（小数点以下切り上げ）
- ・地域における建設業の大宗が4週4休の現場閉所をしている場合
当初の工期×32／28＝補正後の工期（小数点以下切り上げ）

4 間接工事費の補正

受注者が週休2日に取り組んだ場合で、工事完了後、週休2日相当の現場閉所を100%実施したことが確認することができた場合、**精算時（最終設計変更時）に間接工事費の補正をします。**

なお、間接工事費の補正率については、共通仮設費 1.02、現場管理費 1.04 を乗じて補正をします。

（担当：治山課審査係・森林整備第二課路網審査係）